

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>I. 基本的考え方</p> <p>I-1 清算・振替機関等の監督に関する基本的考え方</p> <p>I-1-1 清算・振替機関等の監督の目的と監督部局の役割</p> <p>清算機関（金商法第2条第29項に定める金融商品取引清算機関をいう。以下同じ。）、資金清算機関（資金決済法第2条第6項に定める資金清算機関をいう。以下同じ。）、振替機関（振替法第2条第2項に定める振替機関をいう。以下同じ。）及び取引情報蓄積機関（金商法第156条の64第3項に定める取引情報蓄積機関をいう。以下同じ。）（以下これを「清算・振替機関等」と総称する。）は、有価証券等の金融取引について、清算、振替、記録等の取引成立後の多量・多額の処理を行うものである。</p> <p>（中略）</p> <p>I-2-2 本監督指針の構成</p> <p>本監督指針は、清算・振替機関等の監督に効果的に利用可能なものとする観点から構成されている。</p> <p>すなわち、「I. 基本的な考え方」、「II. 清算・振替機関等の監督に係る事務処理上の留意点」は、特段の記載がない限り、清算・振替機関等の全てを対象とし、その上で、清算・振替機関等に対する「監督上の評価項目と諸手続」については、III. からVI. において業態ごとに整理することとしている。</p> <p>（以下略）</p>	<p>I. 基本的考え方</p> <p>I-1 清算・振替機関等の監督に関する基本的考え方</p> <p>I-1-1 清算・振替機関等の監督の目的と監督部局の役割</p> <p>清算機関（金商法第2条第29項に定める金融商品取引清算機関をいう。以下同じ。）、<u>外国清算機関（同項に定める外国金融商品取引清算機関をいう。以下同じ。）、</u>資金清算機関（資金決済法第2条第6項に定める資金清算機関をいう。以下同じ。）、振替機関（振替法第2条第2項に定める振替機関をいう。以下同じ。）及び取引情報蓄積機関（金商法第156条の64第3項に定める取引情報蓄積機関をいう。以下同じ。）（以下これを「清算・振替機関等」と総称する。）は、有価証券等の金融取引について、清算、振替、記録等の取引成立後の多量・多額の処理を行うものである。</p> <p>（中略）</p> <p>I-2-2 本監督指針の構成</p> <p>本監督指針は、清算・振替機関等の監督に効果的に利用可能なものとする観点から構成されている。</p> <p>すなわち、「I. 基本的な考え方」、「II. 清算・振替機関等の監督に係る事務処理上の留意点」は、特段の記載がない限り、清算・振替機関等の全てを対象とし、その上で、清算・振替機関等に対する「監督上の評価項目と諸手続」については、III. からVI. において業態ごとに整理することとしている。</p> <p><u>なお、清算機関に係るI. からIII. までの規定は、外国清算機関についてこれを準用し、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して適宜読み替えて検証等を行うこととする。</u></p> <p>（以下略）</p>